



国空交企第 28 号
国 空 制 第 50 号
防 防 訓 第 779 号
令和元年 5 月 21 日

K 空域／試験空域（R－144 を含む。）及び調整空域 E の運用に
関する覚書に関する確認事項

国土交通省航空局交通管制部交通管制企画課長



国土交通省航空局交通管制部管制課長



防 衛 省 防 衛 政 策 局 訓 練 課 長



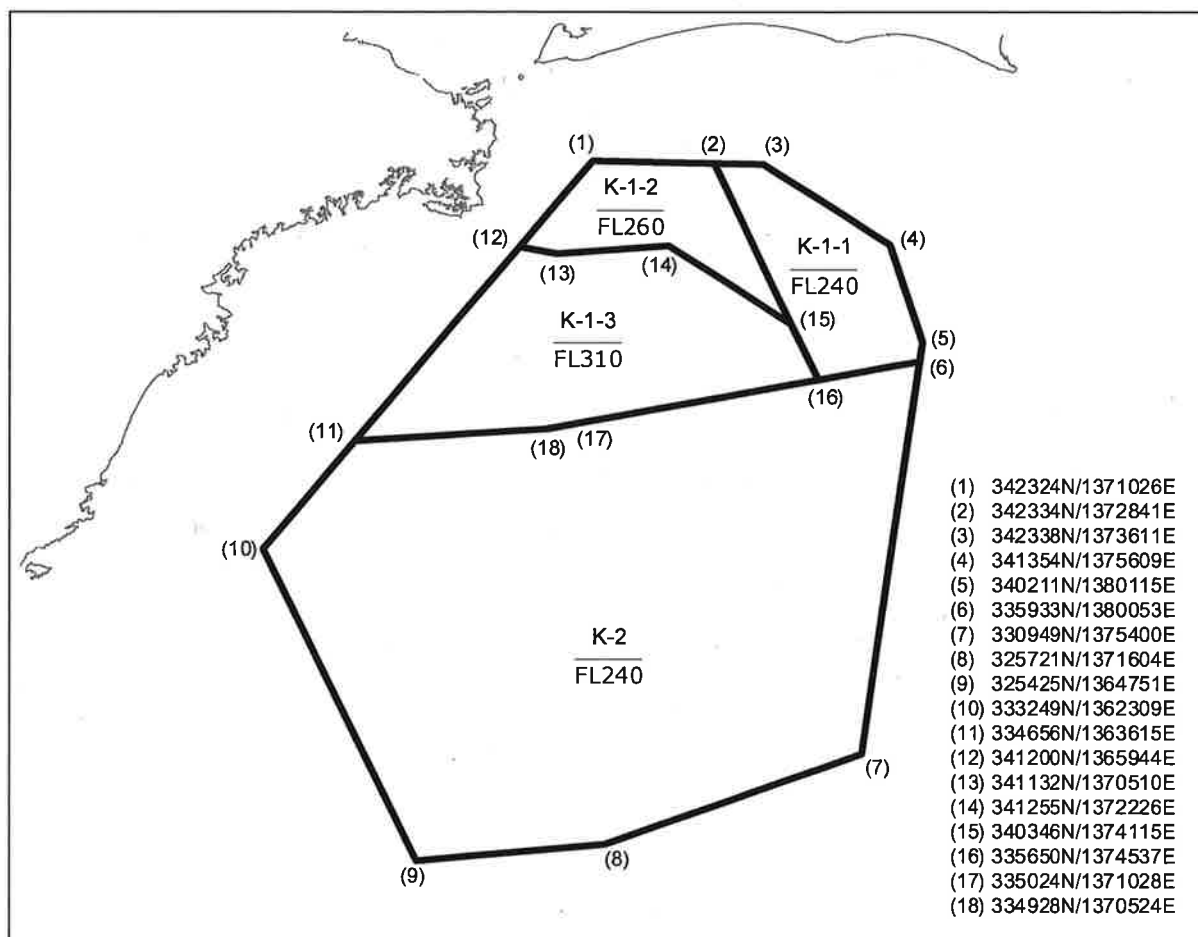
国土交通省と防衛省は、国空制第 25 号（令和元年 5 月 15 日）及び防防訓第 771 号（令和元年 5 月 17 日）の協議・回答により、「K 空域／試験空域（R－144 を含む。）及び調整空域 E の運用に関する覚書」（平成 15 年 2 月 4 日締結、国空保第 1185 号、国空制第 621 号及び運訓第 686 号）第 1 項について、令和元年 7 月 18 日から下記のとおり変更されることを確認する。なお、令和元年 7 月 17 日限りで「K 空域／試験空域（R－144 を含む。）及び調整空域 E の運用に関する覚書に関する確認事項」（平成 21 年 8 月 17 日付け）を廃止する。

記

1. K 訓練／試験空域の範囲を示す付図第 1 について、別紙のとおり変更する。
2. K－1 訓練／試験空域の存続時間を以下のとおり変更する。

K－1－1 及び K－1－2	日本標準時 7 時から 18 時 30 分
K－1－3	日本標準時 7 時から 21 時
3. （1）イにより調整される空域について、K－1－2 及び K－1－3 の上限高度を超える空域を使用する場合とする。

K訓練／試験空域の範囲



K訓練／試験空域の範囲は、——で囲まれた部分である。

存続時間は、K-1-1 及び K-1-2 は 0700～1830(日本時間)であり、K-1-3 及び K-2 は 0700～2100(日本時間)である。また、K-1-2 は 1630(日本時間)以降、K-1-3 は 1830(日本時間)以降、上限高度が FL240 となる。

整備試験飛行等で K-1-2 及び K-1-3 の上限高度を超える空域を使用する場合は、国土交通省航空交通管理センターと航空自衛隊中部航空方面隊との調整によるものとする。

* 座標は WGS-84